

# 山 青 森 県 報

第千九百五十二号 平成十三年十一月二十八日(水曜日)

## 目 次

### 規 則

○青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

### 告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

○飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二

○保安林の指定解除予定……………(林政課) ……三

○保安林の指定解除……………(同) ……三

○公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……四

○証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(経理課) ……五

### 公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(美術館整備・芸術パーク構想推進室) ……五

○歯科技工士試験の施行……………(健康医療課) ……六

○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……六

○土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……六

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……六

### 選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改

正……………(事務局) ……七

### 正 誤

○平成八年十月四日号外第七十号選挙管理委員会中……………(選挙管理委員会事務局) ……七

## 規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

### 青森県規則第八十六号

#### 青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表幸畑団地の項中「百五十二戸」を「百六十戸」に改め、同表小沢団地の項中「二百八戸」を「二百十二戸」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

氏名又は名称又は バンドリアパレル株式会社	主たる事務所の所在地又は住所 弘前市大字西城北二丁目六の三	居宅サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護	居宅サービス事業を行う事業所 グループホームバンドリア弘前	所在地 弘前市大字西城北二丁目六の三	指定期日 平成十三年十一月二十八日

社会福祉法人十和田湖	上北郡十和田市大字奥瀬川目二の九	痴呆対応型共同生活介護	グループホームらっこ	上北郡十和田市大字奥瀬川目二の九	"
------------	------------------	-------------	------------	------------------	---

青森県告示第六百四十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により平成十三年十月十日、十六日、二十四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										備考						
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リン %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペクチン率 %	DCP %		TDN %	ME kcal/kg	その他 の査 水分 %			
青森飼料株式会社 青森工場 青森市青柳1丁目8-31	同	左	13.10	まるは印配合飼料 かんりゅう	13.10	18.8	4.5	2.8	12.8	4.39	0.60	-	-	-	-	-	3.010	11.4		
				まるは印配合飼料 パール7	13.10	18.9	4.7	2.4	13.6	4.17	0.63	-	-	-	-	-	2.880	11.2		
				まるは印配合飼料 ロイヤルミート	13.10	18.1	5.2	3.3	4.5	0.67	0.55	-	-	-	-	-	14.5	78.1	12.7	
				まるは印配合飼料 カーフスター	13.10	21.5	4.6	2.6	5.4	0.71	0.61	-	-	-	-	-	18.4	72.5	12.8	

同	左	左												
		高蛋白質シアンミール	NH4肥育仕上用	イトージュ-NH17	ノーサン印プロイラー肥 育後期用 配合飼料	ノーサン印プロイラー肥 育後期用 配合飼料	イトージュ-NH17	ノーサン印プロイラー肥 育後期用 配合飼料	ノーサン印プロイラー肥 育後期用 配合飼料	イトージュ-NH17	ノーサン印プロイラー肥 育後期用 配合飼料	ノーサン印プロイラー肥 育後期用 配合飼料	イトージュ-NH17	ノーサン印プロイラー肥 育後期用 配合飼料
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24-1-9	同	13.10	13.10	13.10	13.10	13.10	13.10	13.10	13.10	13.10	13.10	13.10	13.10	
島守水産加工所 八戸市市川町字下揚 49の9	同	67.0	13.1	16.3	19.0	21.0	16.3	19.0	21.0	16.3	19.0	21.0	16.3	
		-	5.6	6.3	7.6	8.0	6.3	7.6	8.0	6.3	7.6	8.0	6.3	
		-	4.9	2.8	2.9	2.5	2.8	2.9	2.5	2.8	2.9	2.5	2.8	
		14.8	4.6	13.0	5.0	6.1	4.25	5.0	6.1	4.25	5.0	6.1	4.25	
		-	0.74	4.25	0.90	1.22	0.61	0.90	1.22	0.61	0.90	1.22	0.61	
		-	0.45	0.61	0.58	0.64	-	0.58	0.64	-	0.58	0.64	-	
		0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		-	11.0	-	-	-	-	11.0	-	-	-	-	-	
		-	77.1	-	-	-	-	77.1	-	-	-	-	-	
		-	-	2,890	3,180	3,150	2,890	3,180	3,150	2,890	3,180	3,150	2,890	
		9.4	13.0	11.6	12.5	12.5	11.6	12.5	12.5	11.6	12.5	12.5	11.6	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第六百四十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

- 解除予定保安林の所在場所  
北津軽郡小泊村字南泊山一番の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 保安林を解除しようとする理由  
農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び小泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

- 保安林の所在場所  
西津軽郡森田村大字大館字八重菊二四の二二三(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 保安林解除の理由  
農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び森田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百五十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十一月十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四番地二

深浦町

2 代表者の住所及び氏名

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四番地二

深浦町長 平沢 敬義

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一六番地二号から同町大字北金ヶ沢字塩見形一五番地一号に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結んだ線に囲まれた区域

①の地点 深浦町多角点HH二八一―二（X座標八三三二・二二七 Y座標マ イナス六二二七二・六二三）（北緯四〇度四四分四九秒、東経一四〇度〇五分四五秒）から一三七度二二分五七秒一九七・三九メートルの地点

②の地点 ①の地点から三五三度四二分二秒一五・八五メートルの地点

③の地点 ②の地点から三八度四二分三六秒五七・五四メートルの地点

④の地点 ③の地点から八三度四二分二秒一五・八五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一二八度四二分三六秒五二・五二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二一八度四二分三六秒八四・四七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三二七度四三分五九秒一三・八二メートルの地点

3 面積

五、〇〇〇・〇二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二七三番地三三三号から同町大字北金ヶ沢字塩見形一三番地二号を経て同町大字関字柝沢九三番地一―号から同町大字関字柝沢九三番地二―号に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑳の地点、⑥の地点から㉑の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・五八一メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 深浦町多角点HH二八一―二（X座標八三三二・二二七 Y座標マ イナス六二二七二・六二三）（北緯四〇度四四分四九秒、東経一四〇度〇五分四五秒）から一四七度〇六分〇二秒一七四・八五メートルの地点

地点

②の地点 ①の地点から三八度四二分三六秒一五六・五六メートルの地点

③の地点 ②の地点から一二八度四二分三六秒〇・八〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三八度四二分三六秒三〇・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一二八度四二分三六秒三三七・五〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二一八度四二分三六秒一九四・一一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三〇五度四九分一五秒一四・五四メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二一五度四二分〇七秒一四・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三〇三度〇三分三七秒六・一八メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三二〇度四二分四三秒四六・四〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三二七度二一分一四秒七・四六メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三二七度一七分一秒三・八六メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三二九度四二分四二秒一一・六七メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三二二度〇二分五二秒一四・九六メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三一九度三五分四五秒三八・三四メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三二八度三三分二秒二三・三八メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から三二七度四七分一五秒一四・一五メートルの地点

- ⑬の地点 ⑰の地点から三一八度〇三分〇〇秒一四・六九メートルの地点
- ⑭の地点 ⑱の地点から三一三度一〇分二八秒八・一二メートルの地点
- ⑮の地点 ⑲の地点から三〇八度二分一六秒七・九七メートルの地点
- ⑯の地点 ⑳の地点から三〇四度二分〇四秒九・四五メートルの地点
- ㉑の地点 ㉒の地点から二九九度一分五三秒九・〇〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉔の地点から二五九度一〇分一七秒一・三三メートルの地点
- ㉕の地点 ㉖の地点から二三四度二分〇六秒二・八三メートルの地点
- ㉗の地点 ㉘の地点から三一四度四分〇四秒〇・五七メートルの地点
- ㉙の地点 ㉚の地点から三一三度四分〇四秒三・〇〇メートルの地点
- ㉛の地点 ㉜の地点から三二八度〇二分〇九秒〇・七四メートルの地点
- ㉝の地点 ㉞の地点から三五度三分一四秒一・三八メートルの地点
- ㉟の地点 ㊱の地点から三四七度一六分三二秒〇・七〇メートルの地点

3 面積

四六、九四一・二七平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百五十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
黒石市大字横町一の一  
工藤 修佐久
- 二 変更内容
  - 1 変更前の住所及び売りさばき場所  
黒石市大字横町二五
  - 2 変更後の住所及び売りさばき場所

黒石市大字横町一の一

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

- 一 物品等の名称及び数量  
美術資料(「桃真盛り」を含む七点)
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県環境生活部美術館整備・芸術パーク構想推進室  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十三年十月十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社東急百貨店  
東京都渋谷区道玄坂二丁目二四の一
- 六 契約金額  
三千六百四十八万七千五百円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

歯科技工士試験の施行

平成十四年歯科技工士試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成十四年三月四日（月）

実地試験 平成十四年三月五日（火）

2 場所

青森市大字三内字稲元一二二の二

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成十四年一月二十一日（月）から同月二十五日（金）まで。ただし、郵送による場合は一月二十五日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部健康医療課試験免許班

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班で交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班（電話〇一七―七三四―九二八七）に問い合わせること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田子町土地改良区の定款の変更を平成十三年十一月十九日認可したので、同条第三項の規

定により公告する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、田子町土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十三年十一月十九日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

事業名 維持管理

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、芦ヶ沢地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十一月二十九日から同年十二月二十七日まで

三 縦覧の場所

金木町役場

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十三年十一月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

表中

青森市沖館福祉館	大字沖館字小浜六八の三
青森市片岡福祉館	大字大野字片岡六四の六
青森市片岡福祉館	旭町三丁目七の二〇
青森市浜田福祉館	大字浜田字豊田五一の一

正 誤

発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤
平成八・二〇・四 号外第七〇号	選挙管理 委員会告示	第五八号	四	上	表中	平内町勤労青少年センター
						平内町勤労青少年ホーム

選挙管理委員会事務局

青森市浜田福祉館	青葉三丁目八の一
青森市本町福祉館	本町三丁目一の二〇
八戸市旭ヶ丘会館	八戸市旭ヶ丘二丁目一の一九
八戸市旭ヶ丘会館	八戸市旭ヶ丘二丁目一の一九
蟹田町コミュニティセンター	蟹田町大字中師字宮本八〇の一
風のまち文化会館	蟹田町大字中師字宮本八〇の一